

第2章 見直しについて

2.1 計画の体制（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度）

本計画の4つの基本目標について施策を定め、第1次計画を継承するものとして整理したプロジェクトを「重点プロジェクト」とし、市民（市民団体）、事業者、行政の協働による複合的な取組のもとで、本計画を牽引する重要な要素として各分野に位置づけ、取り組んできました。

	【施策の方針】	【施策の内容】	【施策の取組】	【関連する重点プロジェクト】
基本目標1 安全で快適な生活環境づくり	(1) 大気環境・水環境の保全	大気・水質の把握と情報発信	大気環境・水環境の監視 環境情報の発信 排出規制・指導	① 健康で快適なくらしを守るプロジェクト
	(2) 生活環境の保全	騒音・振動の防止 悪臭および土壌汚染対策	騒音・振動の監視・規制・指導 開発行為に関する助言・指導	② きれいなまちを守るプロジェクト
	(3) 環境美化の推進	不法投棄対策・美化活動の促進	不法投棄対策 環境衛生対策	③ まちなかの緑づくりプロジェクト
	(4) まちなかの緑化	緑の保全と創造	公園整備・維持管理 緑化推進	
基本目標2 循環型社会・低炭素社会づくり	(1) 3Rの促進	ごみの資源化の促進、 ごみの分別の徹底	3Rの普及促進 グリーン購入（※）推進	④ ごみの資源化プロジェクト
	(2) 廃棄物の適正処理	適正処理の推進、 ごみの減量化促進	分別収集の徹底	⑤ ごみ減量プロジェクト
	(3) 地球温暖化への対策	再生可能エネルギーや省エネルギーの推進	省エネ化の推進 再生可能エネルギーの導入推進 交通分野でのCO ₂ 排出削減の推進	⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト
基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり	(1) 生物多様性の維持・向上	外来種対策・希少生物の保護	生育・生息環境の保全 外来生物（※）対策	⑦ みんなが親しみきれいな川づくりプロジェクト
	(2) 里山の保全	森づくりの促進、 森林資源の活用促進	里山の環境保全	⑧ 里山を守り育てるプロジェクト
	(3) 河川・琵琶湖の保全	水環境の保全推進	河川の浄化対策 湖岸の保全 ヨシ群落（※）再生 ピワマス遡上対策	⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト
	(4) 農地の保全	環境保全型農業の推進、 有害鳥獣対策	環境保全型農業 有害鳥獣対策	⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト
基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進	(1) 環境学習の推進	ライフステージに応じた環境学習の充実	学習機会の拡大 エコスクール（※）の推進 地域での環境学習の充実	⑪ みんなで環境学習プロジェクト
	(2) 環境活動団体等への支援	学び場の提供や活動情報の発信	地域等での環境学習の支援 重点プロジェクトへの支援 自発的な活動の誘導・促進	⑫ 環境活動支援プロジェクト
	(3) 普及・啓発の担い手の育成・継承	活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備	協働の推進 人材の育成	

2.2 4年間の成果と課題

本計画の見直しにあたり、2.1 の体制で実施してきた重点プロジェクトの取組について、計画初年度の平成29（2017）年度から令和2（2020）年度の4年間の整理を行いました（51ページから69ページに掲載しています。）。

（1）4年間の成果

重点プロジェクト	成果
プロジェクト全般	・市民団体の活動が活発で、環境保全の指標の多くを達成している
①健康で快適なくらしを守るプロジェクト	・法令通り大気・水質調査を実施しており、基準値を超過する事案が発生した場合は原因究明を行っている
②きれいなまちを守るプロジェクト	・市民の自発的な清掃活動が増えている
③まちなかの緑づくりプロジェクト	・計画的・定期的な整備により緑が適正に保全されている
④ごみの資源化プロジェクト	・「ごみ」を「資源」として循環させる役割を果たしている
⑤ごみ減量プロジェクト	・プラスチックごみ問題の議論の高まりに貢献できた
⑥地球温暖化対策推進プロジェクト	・コミュニティバスの利用者は増加している
⑦みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	・河川の大型で悪質な不法投棄が減少した ・ピワマスを戻す取組は、様々な立場で協働して取り組んでいるモデルとして、県内外から注目されている
⑧里山を守り育てるプロジェクト	・計画的・定期的な整備により山が適正に保全されている
⑨びわ湖を守ろうプロジェクト	・湖岸のヨシ植栽は継続的に行われ、生態系の保全に役立っている
⑩環境にやさしい農地の活用プロジェクト	・年間を通して環境にやさしい農業が実践され、非農家の市民を取り込んだイベント等で農業面からの環境保全啓発に寄与している
⑪みんなで環境学習プロジェクト	・年間を通して学習の機会を設け、市民への啓発に役立っている
⑫環境活動支援プロジェクト	・ホームページや広報において情報を発信している

（2）4年間の課題

重点プロジェクト	課題
・プロジェクト全般	・事業者や市民との情報や意見の交換など、機会や関わりが少なくなっている ・担い手や後継者の確保
①健康で快適なくらしを守るプロジェクト	・典型7公害（※）の中でも割合が多い野外焼却を減らす方策 ・特定外来生物（※20ページコラム参照）への対策
②きれいなまちを守るプロジェクト	・不法投棄件数を減らす方策 ・環境美化面からのプラスチックごみ（※20ページコラム参照）対策の強化

③まちなかの緑づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画（野洲市総合計画）との整合性を図る 【指標】1人当たりの公園面積（目標値の見直し）
④ごみの資源化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油回収ボックスの更なる利用促進
⑤ごみ減量プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・関連計画（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）との整合性を図る 【指標】1人1日当たりのごみの排出量（目標値の見直し） ・排出量は策定時よりも増えている ・プラスチックごみの減量・食品ロス対策（※26ページコラム参照）
⑥地球温暖化対策推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策中心の施策を社会情勢に対応した施策の取組や指標に変更する必要がある
⑦みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ対策、特定外来生物対策の視点を持った河川清掃等の取組
⑧里山を守り育てるプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の大切さを知り、活動を担う市民をもっと増やす方策
⑨びわ湖を守ろうプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ対策、特定外来生物対策の視点を持った琵琶湖清掃等の取組
⑩環境にやさしい農地の活用プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・取組件数が減少している環境保全型農業（※）の維持・拡大
⑪みんなで環境学習プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・特に地球温暖化対策、脱炭素、くらしの点検（プラスチックごみ、食品ロス等）、特定外来生物の視点での取組
⑫環境活動支援プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の方法の改善

（3）成果と課題から浮かび上がってきたこと

本計画は、環境基本計画推進会議（※11ページコラム参照）が各プロジェクトを主体的に推進し、市は協働・支援を行ってきました。これらプロジェクトの活動により、多くの指標を達成しています。その主な成果として、琵琶湖、川、山、緑といった自然環境の保全活動は、定期的・計画的に実施され、山や平地の緑は美しい環境が保たれています。清掃活動や啓発イベント、また環境美化や3R活動が活発で、市民の自発的な清掃活動（ボランティア清掃）の件数は年々増加している等、市民の環境保全に対する意識が向上しています。

一方課題としては、市民活動を牽引している担い手や後継者が不足している問題がさらに顕在化してきました。また、地球規模の課題となっている、地球温暖化対策、食品廃棄物（食品ロス）問題及びプラスチックごみ問題の他、特定外来生物の問題といった喫緊の課題へ対応していく必要があります。

地球温暖化対策として、過去には太陽光発電設備等の導入を促進するための「省エネルギー住宅普及補助金」を交付していましたが、現在はおのりやす（コミュニティバス）の利便性向上促進やエコドライブ講習会の実施、クリーンセンターの焼却熱の有効利用、省エネ行動の啓発にとどまっています。地球温暖化は地球規模の課題です。資源や廃棄物の再利用やリサイクルの他、節電を心がけたり、外出時の車を止めて自転車や公共機関に切り替えたりするなど、

温暖化を食い止めるためには、私たちがライフスタイルを変革することが不可欠となります。本市でも、まずは行政と市民や市民団体と事業者のつながりを強化し、情報を共有して、社会全体の行動変容を促す仕組みを作っていく必要があります。そして活動の1つひとつがつながって、地球温暖化対策の力となります。例えば、森林の保全活動は自然保護だけでなく、CO₂の吸収源の創出にもつながっています。このように1つの活動で多くの環境課題に関わっていること、また地球規模の課題と関わっていることを分かりやすく示すことも、活動の意義や意欲につながるものと考えています。

コラム

環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」

(愛称:えこっち・やす)とは？



えこっち・やす ロゴマーク

第1次野洲市環境基本計画に掲げられたプロジェクト(36ページ表4.1.1参照)を推進していくため、市民、市民団体(自治会・NPO法人等)及び事業者が協働で参画する組織として平成20年3月に発足しました。そして、市民のみなさんに親しみを持ってもらうため、また環境基本計画関連の活動を統一的に発信するため、平成24年に愛称を募集し、300を超える応募の中から「えこっち・やす」に決定しました。

第2次環境基本計画発効後も計画の基本理念である「里山から琵琶湖へ、豊かな自然と調和するまち やす」の実現を目指し、琵琶湖、河川、里山等の自然環境の保全活動やリサイクルやごみの減量など環境負荷の低い生活についてなど、市内をフィールドに12の重点プロジェクトを楽しく主体的に実践しています。結成から14年が経過しましたが、環境に関する課題は深刻さを増すばかりです。1人ではできないことでも、みんなの力が集まれば何かが変わり、何かが動くかも知れません。えこっち・やすの活動をみんなで進めて行きましょう。



えこっち・やす 10年間の取組
(野洲市ホームページ) QRコード



環境基本計画の総合ビジョン

2.3 第2次野洲市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月、国連総会において、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは全ての国がともに取り組むべき共通の目標で、令和12（2030）年まで17の目標と169のターゲットを設定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境といった広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。第2次野洲市環境基本計画は、市民（市民団体）、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場のもとで、協働しながら良好な環境を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を構築するための目標や具体的な取組を示し、実践することを目的としています。この具体的な施策や取組をSDGsと関連付け、考え方を活用することで、環境施策を広い視野で効果的に展開し、さまざまな課題の解決を推進します。



図 2.3.1 SDGsロゴと17の目標アイコン

2.4 見直しの内容

今回の中間見直しは、本計画の策定から4年を経過した段階で行うこととなります。4年間に取り組んだ内容は、本計画の体系や内容から大きく乖離しているとまでは言えないため、本計画の構成における大規模な改定は行わず、2.2での整理により抽出された課題に対応した時点修正を基本としながら、次の5点について以下の通り見直しを行います。

（1）本計画で見直す4つの環境課題

1）地球温暖化対策について

◇施策の内容（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり）**変更**

「市域での省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入推進を牽引し、市で率先して実行するとともに、普及啓発を図ることでCO₂排出量の削減を推進します。国や県及び市の情報を発信し、CO₂排出量の削減に向けて市民や事業者と連携を図り、国の宣言と同様に、

令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指します。」

■施策の取組（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり）

＜省エネ化の推進＞

- ・COOL CHOICE（※）を普及し、実践を通じて省エネルギーなど環境にやさしい活動を推進します。新規

＜再生可能エネルギーの導入推進＞新規

- ・事業所や家庭における再生可能エネルギーの導入の後押しをするため、国や県及び市の施策の情報を発信します。

＜エネルギーの有効利用＞取組の名称変更

- ・ごみの焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給を行い、焼却熱の有効利用を行います。

＜CO₂排出削減の推進＞

- ・市内域でのCO₂排出量を明示し、情報提供を通じて省エネ機器の導入や省エネ住宅の普及を促進します。新規
- ・次世代型自動車、エコドライブ普及啓発等を通じて自動車排ガスの抑制を推進します。変更

＜CO₂吸収源の対策の促進＞新規

- ・CO₂吸収源となる農業及び林業の振興を促進します。
- ・森林環境譲与税（※）を活用して、適切な森林整備を実施します。また、木材利用促進のための普及啓発を行います。

＜地球温暖化対策に関する連携の場づくり＞新規

- ・CO₂排出量削減の取組を率先するため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を活用し、全庁的な取組を行います。
- ・イベントや学習会を通じて、市民や事業者とともに地球温暖化対策に関する情報交換や連携のできる場づくりを行います。
- ・連携によって得られた情報等をもとに、発生源別のCO₂排出量削減の対策を検討します。

2) 食品ロス対策について

■施策の取組（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり 3Rの促進）

- ・資源の有効利用を促進するため、廃食油回収を行います。新規
- ・生ごみ処理機の補助金等の支援を行いコンポストを普及し、ごみの資源化を推進します。新規

■施策の取組（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり 食品ロス対策）新規

- ・フードドライブ（※）を実施し、食品ロス削減を推進します。
- ・野洲市内のフードエコ推奨店（※）をホームページで公開し、事業者の取組の後押しを行います。

3) プラスチック対策について

■施策の取組（基本目標1 安全で快適な生活環境づくり 環境美化推進）

- ・悪質な不法投棄やプラスチックごみが散在することによる環境問題について、ホームページで公開し啓発します。新規

■施策の取組（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり 3Rの促進）

- ・3Rの普及を図るため、過剰包装の削減、マイバッグの持参によるプラスチックごみの削減や、粗大ごみの再使用を推進し、ごみの減量化を図ります。変更

4) 特定外来生物対策について

◇施策の内容

（基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり 生物多様性の維持・向上）変更

「野洲市にもともと生育・生息する野生生物を保護し、多様な生態系を維持するための施策を推進します。特定外来生物（オオバナミズキンバイ等の植物、アライグマ等の動物）の対策を強化します。」

■施策の取組（基本目標1 安全で快適な生活環境づくり 生活環境の保全）

＜特定外来生物の対応＞新規

- ・生活環境を脅かす特定外来生物について駆除や駆除支援をします。

■施策の取組（基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり 生物多様性の維持・向上）

- ・本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、関係機関と連携し、特定外来生物対策を推進します。変更

(2) 指標や目標値の見直し

(1) の見直しに伴い指標を変更または、新たに指標を設定しました。

基本目標1 安全で快適な生活環境づくり（19ページ参照）

基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり（28ページ参照）

(3) 本計画に携わる市民等の担い手の確保について

計画の基本目標4に入っているため、施策の変更は行いませんが、市民、市民団体、事業者との協力体制の整備、意見や情報交換の機会を作り、本計画の参画者の拡大を目指します。また、本計画の推進母体である環境基本計画推進会議（愛称「えこっち・やす」）の活動についてSNS等で積極的な情報発信を行います。

(4) SDGsとの関連を明示

本計画の4つの基本目標やそれに基づく施策や取組をSDGsと関連付け、考え方を活用することで、環境施策を広い視野で効果的に展開し、さまざまな課題の解決を推進します。また、具体的に分かりやすくするよう、SDGsの目標ロゴを配置します。

(5) 地球温暖化対策の関連性の記載

本計画の施策や重点プロジェクトでの取組を実践することで、地球温暖化対策にもつながることから、第3章「目標達成のための施策の展開」及び第4章「重点プロジェクト」に地球温暖化対策の関連性を記載します。